

支援者ヒアリングについて(案)

資料5

《ヒアリングの対象先》

対象施設・団体		説明
就学前	乳児院	乳幼児(主に1歳未満)を保護者に代わって養育する施設。家庭に帰った後の相談援助も行う。
	保育所	保育機能(障がい児保育含む)に加え、子育てサロン等、子育て支援に関するサービスを提供。
	民間の支援団体(子育て支援)	子育てサロン、保護者の子育て学習会等を実施
小・中学生	ファミリーホーム	要保護児童を5～6名の少人数で家庭的な環境の下で養育し、基本的な生活習慣を確立すると共に豊かな人間性及び社会性を養い児童の自立を支援して行く施設。
	学校関係	教育センター・スクールソーシャルワーカー・養護教諭
	民間の支援団体(学習支援)	主にひとり親家庭や親が病気等、家庭の事情で学習が困難な子どもを対象に学習支援を行う民間団体や、フリースクール等。
	民間の支援団体(子ども食堂)	
高校生	ファミリーホーム	要保護児童を5～6名の少人数で家庭的な環境の下で養育し、基本的な生活習慣を確立すると共に豊かな人間性及び社会性を養い児童の自立を支援して行く施設。
	自立援助ホーム	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが、社会的自立を目指して共同で生活する施設。
	学校関係	定時制高校
	民間の支援団体(学習支援)	主にひとり親家庭や親が病気等、家庭の事情で学習が困難な子どもを対象に学習支援を行う民間団体。
18歳以上	若者支援施設	困難を抱える若者の社会的自立を支援する施設
	自立援助ホーム	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが、社会的自立を目指して共同で生活する施設。
共通	児童相談所	18歳未満の児童に関するさまざまな問題について相談援助活動(養護・保健・障がい・育成相談等)を行う施設。
	児童養護施設	要保護児童を入所させて養護し、併せて退所した者に対する相談その他自立のための援助を行うことを目的とする施設。
	児童家庭支援センター	乳児院及び児童養護施設に併設されている、電話相談・緊急時の訪問・一時保護等、子どもに関する相談対応等を24時間体制で行う施設。
	ひとり親支援団体	ひとり親の当事者団体であると同時に、ひとり親への支援事業の実施者(受託者)。
	母子生活支援施設	児童を扶養している母子世帯で、生活・住宅・就職等の困難な問題により児童の福祉に欠ける場合、その母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援する施設。
	区)保護課	生活困窮
	区)健康・子ども課	母子・婦人相談／母子保健／家庭児童相談
	障がい児支援	障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障がい福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行う。

【ヒアリングの目的】

支援を必要とする状態にある子どもやその家庭の生活像について、支援する側からの意見を把握することで、必要な支援等の検討資料とするほか、アンケート項目の参考とする。

【ヒアリング内容】

- ・ 関わりを持つ子どもやその保護者の特徴、抱えている課題について
- ・ 子どもやその保護者の家庭状況について
- ・ 実際に必要とされる支援の内容 等

【実施時期】

- ・ 6月末～8月にかけて随時実施予定。